

会 員 規 定

(目 的)

第1条 この規約は、特定非営利活動法人セカンドハーベスト名古屋（以下「2HN」という）」の定款第2章に規定する会員について必要な事項を定める。

(種 別)

第2条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の理念・活動目的に賛同して入会した個人および団体
なお、日常の活動に参加するボランティアは正会員に入会しなければならない。
- ② 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体

(正会員の義務)

第3条 正会員は、法人の理念・活動目的に則り必要な活動を行うが、この時以下の各号の義務を順守するものとする。

- ① この規約のほか、定款および理事会の定めるその他の規定、規則および法令を順守すること。
- ② 氏名・住所等の別に定める必要な登録を行い、その内容に変更が生じた場合は速やかに届け出ること。
- ③ 2HNの活動において知りえた個人情報などは、退会後も含め他に漏らしてはならない。
- ④ 活動時間内においては、2HNの活動以外の宣伝・勧誘活動を禁止する。
- ⑤ 活動時間（通勤を含む）外での事故等については、個人が負うこと。

(入 会)

第4条 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとし、理事会は、以下の場合を除き、申し込みがあった時は入会を認めなければならない。

- ① 暴力団等反社会的組織に属する者
- ② 過去に当法人に所属し、除名処分を受けた者
- ③ 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載がある者

(入会金および年会費)

第5条 会員は、総会において別に定める入会金および年会費を納入しなければならない。
尚、既に入金した入会金、年会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会届の提出をしたとき。
- ② 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- ③ 会費を請求した日から起算して1年を経過した日までに納入が行われないうとき。

(除 名)

第7条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

この規約により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この規約に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(退 会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(再入会)

第9条 前条により資格を喪失した者が再入会を希望し、理事会がこれを認めたときは、再入会が認められる。

尚、再入会に際しては、所定の入会金・会費を改めて納入しなければならない。

制定年月日	改訂年月日	起案	審査	承認
平成21年1月25日	平成29年2月18日	理事会事務局	総会	理事長
原案(未制定)	全面改訂→新規制定	平成28年12月21日	平成29年2月18日	平成29年2月18日

別表

会員の入会金と年会費

入会金と年会費

区分	入会金	年会費	備考
正会員	0円	6,000円	年会費の請求は毎年1月に行う
賛助会員	0円	一口1,000円×3口以上	年会費の請求は適宜行う

新規会員の年会費減免処置

区分	年会費減免額(率)	備考
正会員	1月～入会前月の月数×500円	初年度月割り制
賛助会員	なし	

制定年月日	改訂年月日	起案	審査	承認
平成21年1月25日	平成29年2月18日	理事会事務局	理事会	理事長
原案(未制定)	全面改訂→新規制定	平成28年12月21日	平成29年2月18日	平成29年2月18日